

令和5年10月5日

各務原市内介護保険サービス事業所
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の鈴木と申します。

岐阜県より標記の情報提供がありましたので、ご確認の程よろしく願いいたします。

平素より、県の高齢者・障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、これまでの予防的検査の受検に際し、円滑な検査実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されておりますが、県では施設・事業所内で感染が発生した場合にも安定した事業継続を図ることができるよう、感染者が発生し検査キットが不足している施設・事業所に対して、在庫の範囲内で必要な検査キットの提供を続けており、令和5年10月以降も引き続き、実施することとしたところです。

【岐阜県ホームページ】

〈感染が発生した高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所への抗原定性検査キットの提供について〉

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/260067.html>

=====

岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課 社会的検査チーム
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電話 :058-272-1111(内線 9312,9313)

=====



各務原市役所 健康福祉部
介護保険課 施設指導係
TEL:058-383-2067(直通)

FAX:058-383-6365

mail:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

